

# 市川三郷町ふるさと夏まつり「第36回 神明の花火大会」出店募集要項

## 1 主 旨

この要項は、歴史・文化・伝統・産業を織り込んで活力のある町づくりを目的として開催する「神明の花火大会」における、出店手続き方法・基準・留意事項等を定めたものです。

## 2 実施日時

令和6年8月7日（水） ※雨天決行、荒天の場合8日（木）、9日（金）に順延

## 3 会 場

アスクテクニカ総合グラウンド（西八代郡市川三郷町高田682）

## 4 主 催

市川三郷町ふるさと夏まつり実行委員会

[事務局 市川三郷町産業振興課観光係（市川三郷町市川大門1790-3）]

## 5 内 容

- (1) 飲食の提供
- (2) 娯楽サービスの提供
- (3) その他、花火大会にふさわしいと判断されるサービスの提供

## 6 出 店 物

- (1) 飲食物（その場で消費をしてしまう飲料等のビン類は不可）
- (2) 主催者が適当と認めた商品

## 7 出 店 者

「神明の花火大会」に出店できる者は、次の通りとする。

- (1) 運営協賛企業・団体
- (2) 市川三郷町商工会・富士川町商工会・南アルプス市商工会の各会員
- (3) 主催者が適当と認めた団体または企業
- (4) 出店者説明会および大会翌日の清掃活動に必ず参加できる者
- (5) 大会延期開催時に必ず参加できる者

## 8 使用テント規格（1テント）

- (1) 間口360cm、奥行270cm
- (2) テント付属基本備品
  - ① 立机（180cm×60cm）：2台 ※白ビニールクロス装着
  - ② 店名板（A3サイズ）：1枚
  - ③ 折りたたみパイプイス：4脚
  - ④ 40W蛍光灯：1灯
  - ⑤ コンセント（2口、容量100V1kw）：2個

※ 各テントにブレーカーを設置しますのでそれぞれ容量100V、2kw以上は使えません。

## 9 出店料金

出店料金：50,000円（上記8（2）①～⑤の備品の使用料含む）

※1 出店料金は、大会前に主催者の指定する日までに納入してください。

※2 運営協賛団体・企業は200,000円以上の協賛で出店可能とし、出店料金は免除とします。但し、出店者説明会および大会翌日の清掃活動への参加は必須となります。

## 10 使用食器・容器等

プラスチックゴミ削減の趣旨に則り、紙容器の使用や紙ストローの使用を推進すること。

## 11 テント設置数

(1) 全体で80店舗程度の開設とする。

(2) 原則として1出店者1テントとする。

(3) 出店希望多数の場合については、主催者において調整する。場合によっては出店できないことをあらかじめ承知しておくこと。

## 12 テントの配置

(1) テントの配置及び出店者の小間割は、主催者において決定します。

(2) 主催者が設置したテント以外のテントの持込み・設置は禁止します。

## 13 出店の申込み

(1) 申込書提出期間 6月11日（火）～6月25日（火）※土日祝日を除きます。

受付時間 午前受付 9：00～12：00 午後受付 13：00～16：00

(2) 申込書提出先 商工会会員は各商工会へ提出してください。

運営協賛団体・企業は市川三郷町産業振興課へ提出してください。

## 14 提出書類

出店申込書に以下の書類をすべて添えて提出してください。

(1) 出店者調査票（当日の従事者全員の身分証のカラーコピーを貼付け提出） ……▶ 様式1

(2) 提供食品の概要書（保健所提出資料） ……▶ 様式2

(3) テント内レイアウト図 ……▶ 様式3

(4) 誓約書兼承諾書 ……▶ 様式4

(5) 露店等の開設に伴う調査について ……▶ 様式5

(6) 許可営業施設と分かる許可証の写し（事前に仕込み作業を行う場合のみ。要項16参照）

(7) 賠償責任保険に加入済であることが分かる書類の写し（保険証書、契約証明書等）

## 15 スケジュール

(1) 準備時間 本実行委員会の指定する時間の範囲内で行うこと（テント・電気配線設置後から）

(2) 販売時間 準備でき次第～21:00まで（但し、通電は13:00頃を予定しています）

(3) グラウンド夜間照明消灯時間 一部消灯…21:30 全部消灯…22:30

※ 21:00までにお客様の待機列が無くなるよう徹底してください。

(4) グラウンド閉鎖施錠時間 23:00に出入口を施錠

※1 販売終了時間の21:00から速やかに片付けを開始し、交通規制解除後の22:00から運搬車等を搬入、グラウンド施錠時間の23:00までに全ての片づけを終わらせること。

※2 周辺の交通事情により、交通規制解除時間が変わる可能性があります。

## 16 出店に伴う官公署への許可申請・届出

### (1) 保健所

食品販売や飲食の提供などを行う場合は、「提供食品の概要書」を提出してください。主催者がまとめて保健所へ提出いたします。

※ 会場では簡易な調理行為のみ行うこと。(仕込み作業については、会場では行わないこと。)

※ 事前に仕込み作業を行う場所は、提供する食品を調理する能力が十分にあり、衛生的な管理が行われている食品衛生法に基づく許可営業施設であることとします。必ず許可営業施設とわかる許可証のコピーを提出してください。

※ その場で消費してしまう飲料等のビン類は不可。ジャム等の持ち帰り用のビン類は可。

### (2) 税務署

酒類を販売する場合は、税務署へ酒類販売の許可申請手続きが必要になります。手続きは出店者の責任において行ってください。

※ 酒類の販売は、酒類販売の免許を税務署より交付された出店者に限ります。

## 17 法令の遵守

(1) 出店に当たっては、関係法令を必ず遵守してください。法令を守らない場合は、出店を取りやめていただくことがあります。

(適用法令) 食品衛生法、景品表示法、不正競争防止法、薬事法、酒税法など

(2) 山梨県暴力団排除条例施行に伴い、暴力団員等に対する利益の供与が禁止されておりますので出店者調査票(様式1)により、暴力団員等に該当するか山梨県警察本部に照会します。

## 18 ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。

## 19 駐 車 場

テント裏側に1台のみ駐車可といたします。

※ 希望者には、市川三郷町生涯学習センターまたは市川富士見保育所にもう1台分を確保します。

※ 駐車許可書の無い車はどのような理由があっても駐車できませんので必ずご持参ください。

## 20 注意事項

・火気器具等・煙火・ガソリン等の危険物の取扱いについては、取扱いを誤ると甚大な被害が生じる恐れがあるため、十分に注意してください。また、火気器具等を取扱う際には、テント内に必ず消火器具を設置してください。消火器の設置がされていない場合は、出店の取り止めとなります。

・食中毒等の発生防止の為、提供する食品及び器具等の衛生管理の徹底をお願いします。

## 21 そ の 他

(1) 特に15のスケジュール時間は、警察から強い指導を受けていますので必ず厳守してください。

(2) 出店許可証を発行いたしますので、確認できる場所に掲示します。

(3) 個人情報の取扱いについては、主催者が責任を持って管理いたします。